

「地方税法等改正案」等4法案・討論

立憲民主党・無所属フォーラム 山花郁夫

私は、立憲民主党・無所属フォーラムを代表して、ただいま議題となりました「地方税法等の一部を改正する法律案」等4法案につきまして、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案に賛成、その他の法案については反対の立場から討論いたします。

本年10月に消費税率を10%に引き上げることが閣議決定されました。1月30日の本会議で枝野代表の代表質問でも触れられましたが、暮らしの下支えと、将来不安の緩和に向けた政策を進めることで、消費を回復させることが今取り組むべき政治の課題であり、消費税を引き上げる環境にはないというのが我々の認識です。平成31年度地方財政計画は、消費税率10%への引き上げを前提として策定されたものであり、このような地方財政計画に基づいて立案された地方交付税法改正案には反対するものであります。

消費税の引き上げには反対という前提ではありますが、そもそも、消費税を5%から10%に引き上げるに際して、国と地方の配分割合については、4回の分科会を開き、平成23年12月29日に「国と地方の協議の場」における協議の結果、社会保障の充実分に係る国と地方の役割分担に応じ、国分を3.46%、地方分を1.54%としたという経緯があります。

この役割分担を決定するに際しては、増収分に係る地方の取り分をできる限り多くするため、地方単独事業が広く対象に加えられました。地域主権の在り方、地方自治のあるべき方向性を国と自治体が対等な立場で議論しあい、結論を得るという、きわめてまっとうなプロセスが、総理が悪夢と呼ぶ時代には行われていました。

ところがあろうことか、平成31年度地方財政計画には、消費税率の引き上げに合わせて実施される幼児教育の無償化のための財源措置が盛り込まれていません。この、幼児教育の無償化は、地方への事前の協議もないまま政府が一方的に決定し、地方に押し付けたものであります。国が決めたことですから、全額国費で賄われるのが本来の筋合いだと思われれます。しかし、平成31年度分だけ国が全額負担し、平成32年度からは、おおむね都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担することとされました。

平成23年に国と地方が合意をした時点では当然、幼児教育の無償化などと

ということが前提とされているはずがありませんから、もともとは地方単独事業に使えるはずであった増収分の多くは、幼児教育の無償化のための財源に消えてしまうことになります。

格差の是正は国の専売特許ではないはずですが、私の住んでいる調布市では、住民税非課税世帯をはじめ、保育料をゼロ円とする施策は既に実施されています。所得割税額の世界の階層区分をきめ細かく決めて、26階層に料金を区分し、世帯の所得割が90万円超の第26階層には、0～2歳児クラスの標準時間で月額5万9千500円の保育料と定めています。このような取り組みはすでに多くの自治体で行われています。担税力のある世帯には応分の負担を、厳しい家庭からは保育料を徴収しないという、いわば自治体による格差是正策を逆方向で国が上書きしてしまう政策であることも指摘しなければなりません。

無償化よりも全入を。まずは、待機児童問題に集中投資し、これを解消することを優先すべきであると考えます。

さて、今回の特別法人事業税及び譲与税法案は、地方税を国税化し、地方交付税や地方譲与税で配りなおすものであります。このことは、地方の自主財源を縮小させることとなり、地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行します。

また、地方交付税の不交付団体への譲与額の75%が譲与されない仕組みとなっています。これでは、不交付団体になってしまうと大損をすることになり、自らが地域経済を活性化させ、税収を増やし、交付団体から不交付団体へと脱却しようという自治体のインセンティブを阻害してしまいます。

さらには、法人事業税は、法人が事業活動を行うにあたり、都道府県の各種の行政サービスの提供を受けていることから、これに必要な経費を分担すべきという応益的な考え方に基づいて課されるはずですが、にもかかわらず今回の特別地方譲与税は、法人の事業活動に対応しない「人口」という基準によって配分するという、税法のセオリーからも不適切なものと言わなければなりません。

偏在是正の取り組みは、このような小手先の見直しではなく、地方消費税分の見直しも含め、税制の抜本的な見直しによって行われるべきであります。

かつて地方公共団体は、国の下部機関としての位置づけ、すなわち、機関委任事務を担わされてきました。しかし、1999年の地方分権一括法により、機関委任事務は廃止され、国と地方は対等な関係として、法定受託事務が創設されました。その際、地方分権推進委員会はむやみに国が法定受託事務を創設することのないよう、カテゴリーを定めています。

法定受託事務は、国が、対等な立場である地方に対して、お願いをする筋合い

のもので、自衛隊法97条、同法施行令120条は法定受託事務であります。募集ポスターを貼るのは「事務」の一例でしょうし、募集対象年齢の住民人口のような統計的なものの提供は「資料の提供」に当たるでしょう。しかし、条文上、明確に個人情報紙か電子媒体にして名簿で提供しなければならないとは定められておりません。むしろ、個人情報保護条例に照らして提供できない、という自治体の主張に分があると言わざるを得ません。

まさかとは思いますが、総理はいまだに地方公共団体は国の下部機関だと誤解されてはいないでしょうか。もし誤解していないということであれば、あたかも前世紀に廃止された機関委任事務をほうふつとさせるような「協力を拒否している悲しい実態がある」などという非難めいた台詞は自治体に対してきわめて失礼であり、撤回されるべきだということを申し上げ、討論いたします。